

小林町『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	小林町 (小林町集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.0 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	4.2 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	5.1 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	3.3 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考) 地区内の営農は水稻栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

<p>小林町集落は、以前は30戸程の集落で半分以上が兼業農家の集落であった。専業農家は、水稻栽培に加えナス、キュウリ等を栽培し、市場からも比較的近い立地のため、生産した野菜は市場にて販売していた。現在でも兼業農家は水稻を栽培するのみである。専業農家は、以前は10戸程であったが、現在では2戸までに減少している。認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を、集落内外から増やしていくことが、早急な課題であるが、国道に面し駅からも比較的近い立地のため、農地の流動化がなかなか進まない。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- 集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(a)	農業を営む範囲

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

現在のところ、集落内において6割の農家で後継者がいない。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内の農地利用・保全を担う営農組織を検討し、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

また、営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者を集落内外から育成、また、集落内における農地保全の営農組織等も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。